

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小松市長

市町村名 (市町村コード)	小松市 (17203)
地域名 (地域内農業集落名)	月津地区 (額見町、矢田町、矢田新町、四丁町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現在、耕作者は確保されているが、将来耕作者不足に陥る恐れがあり、地区内の認定農業者や集落営農組合を受け皿として調整する必要がある。
- ・当該地区は、水稻主体で栽培されており、転作作物として大麦・大豆が栽培されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も継続して水稻と転作作物(大麦・大豆)を主体とした経営を行うが、農作業の効率化や生産コストの低減を図っていく。
- ・農業者の高齢化や減少による耕作放棄地・遊休農地防止のため、必要に応じて地区外の農業者の参入も視野に入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	165.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と生産組合等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集積、集約化にあたっては、農地中間管理機構の活用を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化等の基盤整備については、地域の話し合いを進めながら必要な事業を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業はJA小松市の無人ヘリの委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業経営の状況を踏まえ、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。